

移住支援金申請の手引き

2026 年度版

蟹江町

政策推進室 ふるさと振興課

目 次

	頁
1 移住支援金とは	3
2 移住元要件	3
3 移住先要件	5
4 支援金の額	7
5 申請書類	8
6 交付の条件	9
7 支援金の返還	9
8 申請の期限	10
9 問合先・申請書の提出先、提出方法	11

1 移住支援金とは

移住支援金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）から蟹江町へ移住し、移住支援金対象求人^{※1}に就業した方等に、国・愛知県・蟹江町が共同で支援金を支給する制度です。

本制度は、次の「2 移住元要件」と「3 移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。就業や起業等で移住した方がご利用できます。

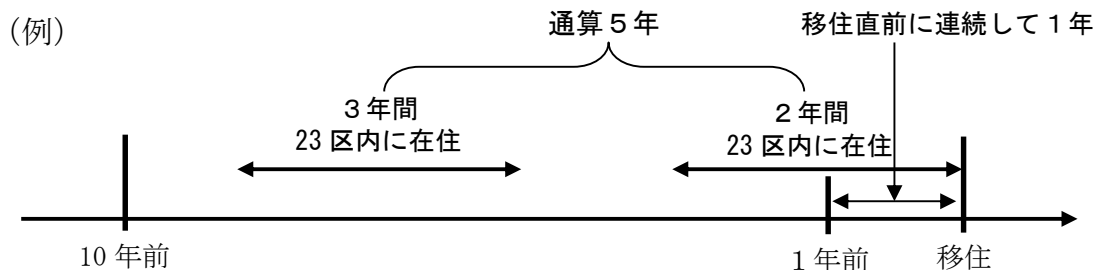
なお、起業で移住された方は、愛知県の「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金」の交付決定を受けていることが要件です。手続きに関しては、個別に愛知県までお問合せください。

2 移住元要件

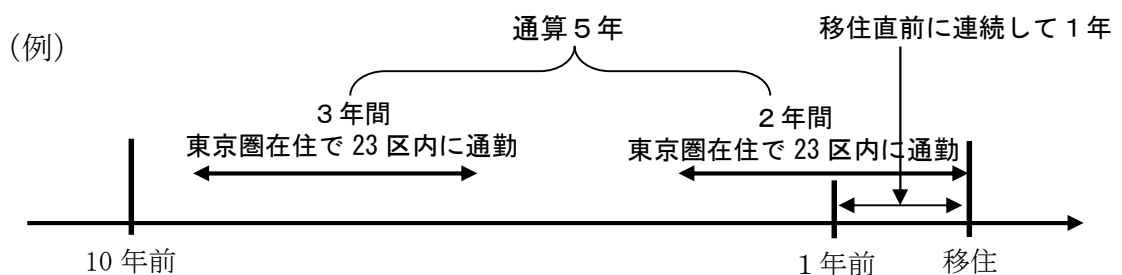
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当すること。

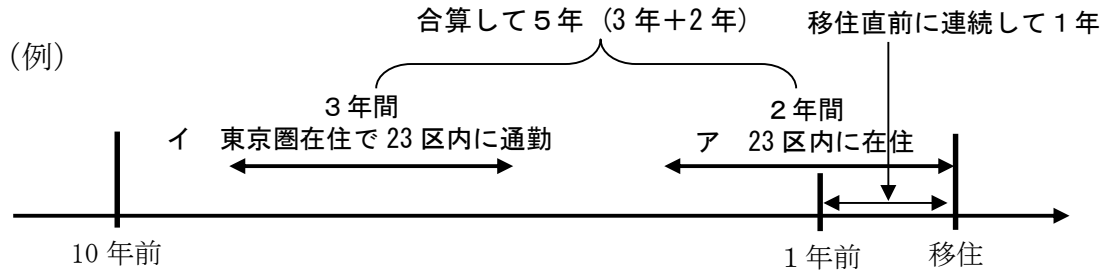
ア 蟹江町へ移住^{※1}する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区内に在住していたこと」



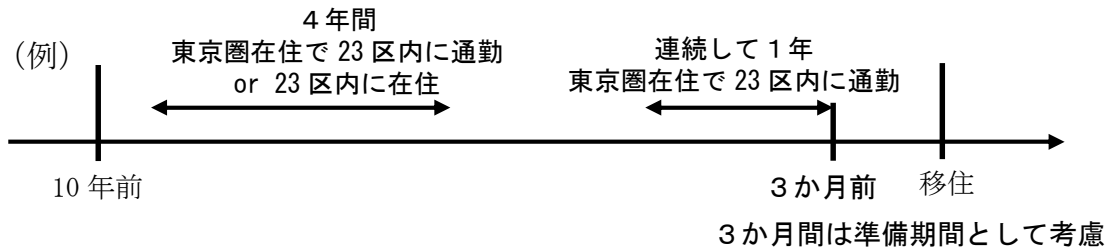
イ 蟹江町へ移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域^{※2}以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」



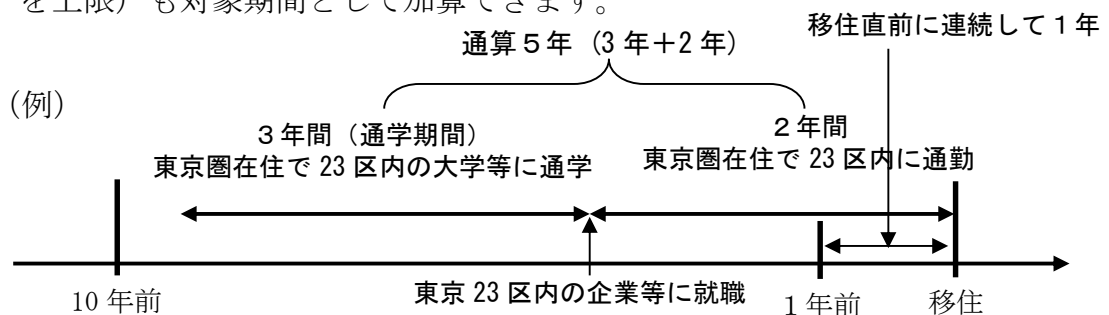
(注1) 「ア 東京 23 区内に在住していたこと」と「イ 東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上」を満たしても対象となります。



(注2) 「移住する直前に連続して 1 年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」の「1 年以上」の期間については、移住する 3 か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3 か月の期間中に東京圏（条件不利地域を除く）から転出している場合は対象外となります。)



(注3) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間（修業年限を上限）も対象期間として加算できます。



※1 「移住」とは、住民票を蟹江町に異動し、生活の本拠を蟹江町へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

- 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- 千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- 神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(2) 次のア～ウの全てに該当すること。

- ア 蟹江町暴力団排除条例（平成23年蟹江町条例第12号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- イ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 町税の滞納がないこと。
- エ その他町長又は愛知県知事が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

3 移住先要件

次の（１）～（４）のいずれかに該当する方

- (1) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』
- (2) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす起業』
- (3) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たす関係人口』

① 移住に関する要件

次のア～ウの全てに該当すること。

- ア 蟹江町内に転入したこと。
- イ 支援金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
- ウ 支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

② 就業に関する要件

次のア～クの全てに該当すること。

- ア 勤務地(就業場所)が蟹江町内に所在すること。
- イ 蟹江町への転入日時時点で満50歳以下であること。
- ウ 就業先が、愛知県又はその他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト※3に掲載している求人であること。
- エ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、申請日において連続して3か月以上在職していること。
- カ 当該求人への応募日が、マッチングサイトに補助金の対象として掲載された日以降であること。
- キ 就業する法人等に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有してい

ること。

- ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※3 「マッチングサイト」とは、愛知県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るため「あいちUIJターン支援センター」のWebページに掲載している「移住支援金対象」求人や、その他の道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

③ 起業に関する要件

次のア、イの両方に該当すること。

- ア 起業地が蟹江町内に所在すること。
- イ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金の交付決定を受けていること。
- ウ 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること又は転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

④ 関係人口に関する要件

次のア、イの両方に該当すること。

- ア 蟹江町に居住経験のある者
- イ 農林水産業に就業する（農林水産業の収入をもって生計が成り立つ）者。ただし、農業については蟹江町の農地を取得し、農業を始める又は引き継いだ者

4 支援金の額

支援金の額は次のとおりです。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※4での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※5	18歳未満の者一人につき30万円を加算（一世帯につき2人まで）

※4 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

ア 申請者を含む2人以上の世帯が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において蟹江町へ転入後3か月以上1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員等でないこと。

※5 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

・18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます（ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象）。

・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

5 申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

(1) すべての方が提出

- 蟹江町移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 蟹江町移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）
- 移住支援事業に係る個人情報取扱同意書（様式第3号）
- 振込申出書（様式第4号）
- 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等本人確認ができる書類の写し
- 蟹江町が発行した申請者の属する世帯の構成員全員が記載された住民票の写し
※二人以上の世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住直前の市区町村が発行する申請者を含む世帯の構成員全員が記載された住民票除票の写し及び「2 移住元要件（1）」に規定する在住要件を満たすことを証明する住民票の除票（申請者分のみ）の写し
※二人以上の世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分

<移住先の形態等で該当するものを提出>

① 就業の場合

- 就業証明書（様式第6号）
- 労働条件通知書
- 雇用保険被保険者証の写し若しくは雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

② 起業の場合

- 起業支援金に係る交付決定通知書の写し

③ 関係人口の場合

- 住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し等の蟹江町に居住していたことが証明できる書類（申請者分のみ）
- 農林水産業に就業したことが証明できる書類。
※農業に就業する者は、蟹江町の農地を取得したことが証明できる書類

(2) 東京圏のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区内の企業等に通勤していた方

退職証明書（様式第5号）

(3) 東京圏のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区内で企業等を経営し、かつ、当該企業に通勤していた方

開業届出済証明書等の移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類

(4) 東京圏のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する方

卒業証明書等の在学期間及び卒業校を確認できる書類

6 交付の条件

- (1) 申請者を含む世帯員は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合を除く。
- (2) 申請日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、申請書の記載内容に係る変更の有無について、蟹江町移住支援事業補助金住居・勤務地等届出書【受給者用】（様式第12号）により速やかに町長に届け出ること。
- (3) 申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更が生じることが判明したときは、速やかに蟹江町移住支援事業補助金住居・勤務地等届出書【受給者用】（様式第12号）により町長に届け出ること。
- (4) 受給者が就業した法人等は、申請日から起算して1年を経過した時点において、就業証明書（様式第6号）の記載内容に係る変更の有無について、蟹江町移住支援事業補助金住居・勤務地等届出書【就業先法人等用】（様式第13号）により速やかに町長に届け出ること。
- (5) 受給者が就業した法人等は、就業証明書の記載内容に変更が生じたとき又は変更が生じることが判明したときは、速やか蟹江町移住支援事業補助金住居・勤務地等届出書【就業先法人等用】（様式第13号）により町長に届け出ること。
- (6) 受給者及び就業先の法人等は、補助金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び蟹江町から求められた場合には、それに応じること。

7 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

(1) 全額の返還

- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- イ 申請日から3年未満に蟹江町から転出した場合
- ウ 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 申請日から1年以内に就業先及び勤務地を蟹江町外に変更した場合
- オ 愛知県から、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金に係る交付決定を取り消された場合
- カ その他町長が補助金の交付を全部取り消す事由があると認めた場合

(2) 半額の返還

- 補助金の申請日から3年以上5年以内に蟹江町から転出した場合

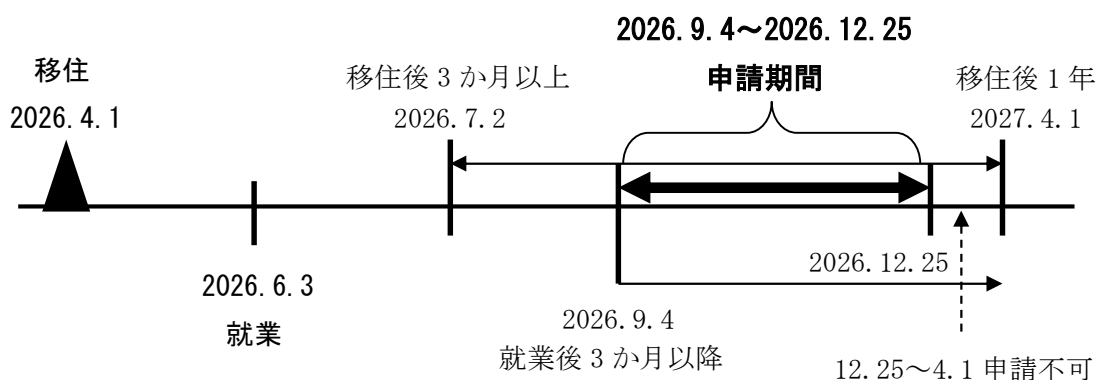
8 申請の期限

2026年12月25日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口にご相談の上、申請してください。

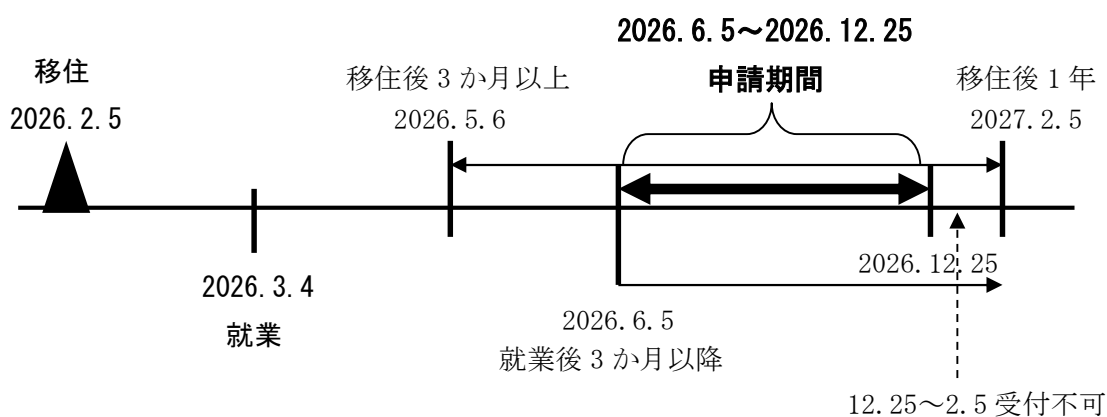
【パターン1】

2026年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



【パターン2】

2026年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



9 問合せ先・申請書の提出先、提出方法

(1) 問合せ先・申請書の提出先

蟹江町役場 政策推進室 ふるさと振興課

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地

蟹江町役場 1 階

電話番号：0567-95-1111

(2) 提出方法

申請要件に該当するかの確認をさせていただきますので、必ず事前に（申請書類を用意する前に）お問い合わせください。

本人確認のため窓口へ直接提出してください。